

この「6 週間バイオリン・レッスン規約」（以下、「本レッスン規約」といいます。）は、横瀬町バイオリン・プロジェクト実行委員会（以下「主催者」といいます）が主催し合同会社グローバルキッズ（以下「主管者」といいます。）が主管する、音楽レッスン（以下、「レッスン」といいます。）を受講するに当たっての注意事項等について定めています。

第1条（目的）

本レッスン規約は、レッスンの内容、受講条件、確認事項、注意事項等について定めています。本レッスン規約は、レッスンの受講に当たっての主管者との契約として、これを申し込み受講するすべての者に適用されます。

第2条（細則等）

主管者は、各レッスンの提供に当たり、本レッスン規約とは別に、レッスン案内ウェブページや申込みウェブページ、その他レッスン関連ページ、レッスン期間中に配信する電子メール、または PDF 等電子文書で個別の細則・注意事項等（以下、「レッスン細則」といい、本レッスン規約と総称して、以下、「レッスン規約等」といいます。）を定めることがあります。

第3条（申込者）

未成年者がレッスン受講する場合は事前に親権者等の法定代理人の同意を得るものと、レッスン受講の申し込みはすべて成年者または未成年の場合は親権者等法定代理人が行ったものとみなします。

第4条（レッスン受講申込）

1. レッスン受講申込みがあった場合は、主管者は当該申込者に対し当該レッスンの契約成立について電子メールで通知します。
2. レッスン契約成立の通知後は、レッスン開始の前後または参加費の支払いの前後に関わらず申込者都合によるレッスン契約のキャンセルはできません。

第5条（レッスン参加費）

1. レッスン契約が成立した申込者（以下「受講者」といいます）は、定められた参加費を主管者が指定する期日までに支払うこととします。
2. レッスン参加費の支払いは銀行振込またはクレジットカード払いのいずれか、受講者が選択した方法で行うこととします。
4. レッスン契約成立の通知後、受講者都合でレッスンの全部または一部を受講しなかった場合、参加費の返金はありません。

第6条（レッスン内容）

レッスンの期間、内容、教材、受講者の個別スケジュール、その他の詳細はすべて主管者が指定し、レッスン案内ウェブページに掲載または該当のレッスン受講者に電子メールで通知します。

第7条（レッスン・スケジュール）

1. 受講者の個別レッスンスケジュールが確定した後、受講者都合によるレッスン日時の変更はできません。
2. 受講者都合により遅刻または欠席したレッスンの振替はありません。
3. 各受講者の個別レッスンスケジュールの確定後、やむを得ない事情により、主管者の判断でレッスンの講師、日時等を変更する場合があります。変更内容については、当該変更の対象となる受講者に電子メールまたはその他便宜の方法で通知します。当該変更起因する会員の不利益について、主催者および主管者は、主催者および主管者に故意または重大な過失のある場合を除き、一切責任を負いません。

第8条（レッスン受講の準備）

1. レッスン受講に必要な PC・タブレット等のデバイスおよび指定教材は受講者の責任で準備することとします。
2. 受講者がデバイス、指定教材を準備できなかったこと、あるいはインターネット通信環境、Zoom 等使用アプリの詳細設定等、受講者の利用環境に起因しレッスンの受講に支障が生じたとしても、主催者および主管者は一切責任を負いません。

第9条（レンタル楽器）

1. 主管者が定める楽器の貸出期間（以下「レンタル期間」といいます。）中、受講者は主管者が貸し出す楽器（以下「レンタル楽器」といいます。）を使用できます。
2. レンタル楽器の費用はレッスン参加費に含まれています。
レンタル期間開始の前後に関わらず、受講者がレンタル楽器を使用しないことによる参加費の返金はありません。

第 11 条（レンタル楽器の使用期間）

1. 受講者がバイオリン体験会に参加する場合は、体験会の会場でレンタル楽器を受け渡すこととし、この受け渡しをもってレンタル期間の開始とします。
2. 受講者がバイオリン体験会に参加せずレッスンを受講する場合は、レンタル楽器の受け渡しは宅配便を利用して行います。宅配の送料は受講者が負担することとします。受講者がレンタル楽器を受け取った日からレンタル期間の開始とします。
3. レンタル楽器の返却日、返却方法は主管者が指定し、受講者に電子メールで通知します。主管者が指定する日時・場所での返却ができない場合、または受講者の近隣地域に返却場所を主管者が提供できない場合は、受講者は宅配でレンタル楽器を返却することとします。宅配の送料は受講者が負担することとします。
4. 指定返却場所での楽器の受け渡し、または宅配返却の場合は宅配の発送をもって楽器返却の完了とします。

第 12 条（レンタル楽器の延滞）

指定返却日までに受講者がレンタル楽器を主管者に返却しなかった場合、受講者は遅延損害金として遅延 1 日につき 1,100 円を支払うこととします。

第 13 条（レンタル楽器の取り扱い）

1. 受講者はレンタル楽器の使用、管理、梱包等扱い方に関して主管者または講師の指示に従うこととし、レンタル楽器を使用しているレンタル期間中のレンタル楽器の保管、演奏のための準備、演奏後の片づけ、その他レンタル楽器の扱いはすべて受講者が責任を負います。
2. レンタル期間中に受講者が使用するレンタル楽器の一部または全部が破損・汚損・紛失等により従前と同じ使用ができなくなったと主管者によって判断された場合、受講者の責任で該当箇所の修理、交換を行う、または 3 万 5 千円を上限として主管者が指定する金額を受講者が補償することとします。

第 14 条（発表会）

1. 主管者が指定する方法で、受講者は合奏機会（以下「発表会」といいます。）に参加することができます。
2. 発表会の参加費はレッスン参加費に含まれています。
3. 受講者が発表会に参加しないことによる参加費の返金はありません。

第 15 条（レッスンに関する連絡）

1. 事前準備の詳細、個別のレッスンスケジュール等、レッスンに関する詳細は受講者が登録したメールアドレス宛に電子メールで通知されます。
2. レッスンに関する電子メールの一部または全部を正しく受信できないことによる受講者の不利益について、主催者および主管者は、主催者および主管者に故意または重大な過失のある場合を除き、一切責任を負いません。

第 16 条（撮影等）

主管者は、予め受講者に告知し、その同意を得たうえで、レッスンの模様（受講者の容貌等を含みます。）を撮影、または録音・録画し、これを当レッスンの資料、ウェブページ、販売促進物等に利用することができます。

第 17 条（不保証）

1. 主催者および主管者は、受講者がレッスンの内容を完全に理解し、習得し、あるいは当該内容が受講者の興味・関心等に一致することを保証するものではありません。
2. 主催者および主管者は、レッスンの正確性、完全性、最新性を保証するものではありません。

第 18 条（免責）

1. 主催者および主管者は、主催者または主管者のいずれかに故意または重大な過失のある場合を除き、レッスンに起因または関連して受講者に生じた損害について、一切責任を負いません。
2. 主催者および主管者は、コンピュータウイルス感染等によって受講者に発生したコンピュータ・回線・ソフトウェア等に係る一切の損害、あるいは当レッスンに使用するプログラム、ソフトウェアおよび配信ファイル等の利用により、レッスン中またはレッスン外で受講者に発生した一切の損害について、賠償する責任を負いません。